

平成27年度行政事業レビューシート

( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局障害保健福祉部			<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成24年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室			江浪 武志		
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	-			<b>関係する計画、通知等</b>	平成26年度心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費の国庫補助について(平成26年6月10日厚生労働省発障0610第7号)					
<b>主要政策・施策</b>	障害者施策			<b>主要経費</b>	社会保障					
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づき医療を行う指定入院医療機関の医療従事者が相互に技術交流を行うことで、医療の質の向上を図り、対象者の早期の社会復帰を実現する。									
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に医療体制等についての評価や課題への助言等の技術交流を行う事業の実施に必要な経費を補助する。(補助率10/10)									
<b>実施方法</b>	補助									
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	18	9	8	4	4			
	執行額	7	7	7						
	執行率(%)	39%	78%	88%						
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	27年度	
	各指定入院医療機関の多職種チーム3人が他の医療機関での技術交流に参加する。	技術交流参加人数	成果実績	人	94	94	99			
			目標値	人	87	90	96	48		
			達成度	%	108%	104%	103%			
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	事業実施施設数	活動実績	施設	28	29	30				
		当初見込み	施設	28	30	32	16			
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込			
	X/Y X:支出額 Y:事業実施施設数	単位当たりコスト	円	236,857	246,690	222,200	259,313			
		計算式	X/Y	6,632,000/28	7,154,000/29	6,666,000/30	4,149,000/16			
平成27-28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由						
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金	4	4							
	計	4	4							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の状況の検討結果」において、医療の質の向上を図ることが課題とされており、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされており、当該医療の質の向上は国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされており、当該医療の質の向上が課題とされていることから、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、当該補助金の交付先を適切に選定し、支出している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関における医療の質の向上を図るための事業に必要な経費を国が補助することとしているものである。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	補助事業者が事業を実施するに当たっては、事業費の削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	事業を実施する医療機関の組み合わせにより旅費を削減したものである。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	目標とする人数が技術交流に参加できている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	事業実施施設数は概ね見込みどおりの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者に対する医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に技術交流を行い、医療の質の向上を図ることを目的として実施している。事業実施施設数の実績も概ね当初見込みどおりであり、適正に予算計上でできているものとする。			
	改善の方向性	平成27年度は実施施設数を半数としたところであるが、引き続き、実施すべき指定入院医療機関数や1施設当たりのコスト等を考慮し、適正な予算措置を講じていくものとする。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	引き続き、指定入院医療機関の医療の質の向上を図るために必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	新24-041
平成25年度	791	平成26年度	785		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
7百万円

〔 都道府県・特定独立行政法人に対する交付決定 〕



【補助】

A. 自治体等(17)  
7百万円

〔 医療従事者の招聘 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

A.独立行政法人国立病院機構			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
旅費	医療従事者の招聘	3			
計		3	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

